

坂出市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等に対して、給付金を交付することを通じ、当該社会福祉施設等の負担軽減を図り、もって安定的な事業継続を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす施設等とする。

- (1) 令和7年4月1日および第4条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）に、市内において、別表1および別表2に定める施設等を運営していること。
- (2) 令和7年9月30日までに、事業を休止または廃止する予定でないこと。
- (3) 令和7年4月1日から申請日までの間に、当該施設等において介護福祉サービス等に係る給付等の実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）または暴力団等と密接な関係を有する者
- (2) 国や地方公共団体が運営する施設等
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(交付額および交付回数)

第3条 給付金の交付額は、別表1および別表2に定める額とし、交付回数は1回限りとする。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、坂出市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めたときは、坂出市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとし、額の確定は、交付の決定をもってこれに代えるものと

する。

(調査等)

第6条 市長は、給付金に関し必要があると認めるときは、申請者または交付の決定を受けた者に対し、報告を求め、調査を行うことができる。

(交付決定の取消・返還)

第7条 市長は、前条の規定により給付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の交付決定を取り消し、期限を定めて、給付金の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) 給付金の交付の条件またはこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行し、令和7年10月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付した給付金に係る第6条および第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1（第 2 条，第 3 条関係）

区分	サービス種別	給付金の単価
介護施設等 （医療機関みなし事業所を除く。）	【訪問系】 訪問介護 訪問入浴介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅介護支援	1 事業所あたり 50,000 円
	【通所系】 通所リハビリテーション 通所介護（※ 1） 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	1 事業所あたり 100,000 円
	【入所系】 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム（ケアハウス）（※ 2） サービス付き高齢者向け住宅 有料老人ホーム 短期入所生活介護（単独型）（※ 3）	定員 50 人未満 150,000 円 定員 50 人以上 100 人未満 250,000 円 定員 100 人以上 350,000 円

※ 1 認知症対応型通所介護を除く。

※ 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けている，軽費老人ホーム（ケアハウス）は，いずれかの申請となる。

※ 3 短期入所生活介護（併設型）および短期入所療養介護を除く。

別表2（第2条，第3条関係）

障害福祉施設等（※1）	【訪問系サービス】 居宅介護（※2） 重度障害者訪問支援（※2） 行動援護（※2） 同行援護（※2）	1事業所あたり 50,000円
	【相談系サービス】（※3） 計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	
	【通所系サービス（障害者）】（※4） 就労継続支援（A・B型） 生活介護	1事業所あたり 100,000円
	【通所系サービス（障害児）】（※4） 児童発達支援 放課後等デイサービス	
	【入所系サービス】 施設入所支援 共同生活援助 短期入所（※5）	定員50人未満 150,000円 定員50人以上 100人未満 250,000円 定員100人以上 350,000円
その他の施設	養護老人ホーム 救護施設	定員50人未満 150,000円 定員50人以上 100人未満 250,000円 定員100人以上 350,000円

※1 例えば，通所系サービスと入所系サービスを同一事業所が運営している場合，種別が異なるため，それぞれのサービスが交付対象となる。

※2 複数の訪問系サービスを同一事業所で一体的に運営している場合，いずれか1つのサービスで申請すること。それぞれのサービスごとに申請することはできない。

※3 複数の相談系サービスを行っている場合は，相談系のうちいずれか1つのサービスで申請すること。それぞれのサービスごとに申請することはできない。

※4 複数の通所系サービスを同一事業所の同一空間で一体的に運営している場合，いずれか1つのサービスで申請すること。それぞれのサービスごとに申請することはできない。

※5 空床型，併設型を除く。